

北海道における放送大学の単位の取扱いについて

教員免許状を取得するためには、原則として、当該免許状の教職課程のある大学で修得した単位が必要です。

放送大学は、教員免許状取得のための教職課程がないため、通常の申請に当たっては、その単位を使用することができません。

しかしながら、現職の教員が研修を積み、その在職年数を利用して、通常より少ない単位で、他の種類の免許状を取得するみちが開かれております（教育職員免許法第6条「教育職員検定による方法」といわれるものです。）。

教職課程のない放送大学の単位は、教育職員検定の際に、「内容的に適切である」と授与権者（都道府県）が判断した場合にのみ、使用することが可能となっております。

北海道において、放送大学で修得した単位を、教育職員検定の際に必要な単位として認めているのは、次のケースです。

※ 共通事項
・教育職員免許法第5条別表第1、第2、第2の2により「新たに教員免許状を取得する方法」において、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作）
1 幼稚園教諭免許状を取得する場合
・免許法第6条別表第3により、教員としての経験年数を利用して、上位の免許状を取得する場合（2種→1種、1種→専修）
・免許法附則第18項により、保育士としての経験年数を利用して、幼稚園教諭免許状を取得する場合（令和7年3月31日までの特例）
2 小・中・高等学校教諭免許状、養護教諭免許状を取得する場合
・免許法第6条別表第3及び第6により、教員としての経験年数を利用して、上位の免許状を取得する場合（2種→1種、1種→専修）
3 特別支援学校教諭免許状を取得する場合
・免許法第6条別表第7により、教員としての経験年数を利用して、特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合（1種、専修は不可）
4 栄養教諭免許状を取得する場合
・免許法第6条別表第6の2により、栄養教諭としての経験年数を利用して、上位の免許状を取得する場合（2種→1種、1種→専修）
・免許法附則第17項により、学校栄養職員としての経験年数を利用して、栄養教諭教諭免許状を取得する場合

※ 各都府県により取り扱いが異なりますので、北海道以外に申請する場合は、必ず申請する都府県教育委員会に取得方法を確認してください。